

大分市子ども広場設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども広場を設置し、改修し、及び修繕（以下「設置等」という。）しようとする自治会に対し、大分市子ども広場設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「子ども広場」とは、主として子どもの遊び場対策として、自治会が当該地域内の適当な場所に設置する広場で、その面積が、原則として1,000平方メートル未満のものとし、遊具を有するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、子ども広場を設置等しようとする自治会とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助の条件は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、大分市域内過疎対策事業基本要綱（平成14年4月1日施行）第2条各号に規定する事業対象地域内の自治会にあつては、別表第2のとおりとする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき一の年度に1回とする。

4 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市子ども広場設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 子ども広場計画概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 2社以上の見積書の写し
- (4) 土地所有者が5年以上土地の使用を承諾することを証する書類
- (5) 土地の登記簿謄本
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、大分市子ども広場設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
この場合において、市長が補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(概算による交付)

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。この場合において、市長は、大分市子ども広場設置補助金概算交付通知書（様式第3号）により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市子ども広場設置補助事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市子ども広場設置補助事業変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市子ども広場設置補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工工程が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市子ども広場設置補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市子ども広

場設置補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（施設の管理）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置等した子ども広場を管理し、常に安全に利用できるよう施設の維持管理に努めなければならない。

（廃止の届出）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置等した子ども広場を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大分市子ども広場用途変更（廃止）届出書（様式第9号）を市長に届け出なければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市子ども広場設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助の条件
子ども広場の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども広場の整地及び補修に係る費用 2 遊具の設置、改修、修繕及び撤去に係る費用 3 柵の設置、改修及び修繕に係る費用 4 ベンチ、水飲み場及び車止めの設置、改修及び修繕に係る費用 	<p>補助対象経費の額とし、130万円を限度とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども広場として設置するものであること。 2 自治会の区域内において、既に子ども広場が設置されていないこと。 3 補助金の交付の確定した日から起算して5年以上子ども広場として使用すること。
子ども広場の改修、修繕又は遊具の撤去	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他市長が必要と認める経費 	<p>補助対象経費の額とし、60万円を限度とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども広場として改修し、又は修繕するものであること。 2 補助金の交付の確定した日から起算して5年以上子ども広場として使用すること。

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助の条件
子ども広場の設置	1 子ども広場の整地及び補修に係る費用 2 遊具の設置、改修、修繕及び撤去に係る費用 3 柵の設置、改修及び修繕に係る費用 4 ベンチ、水飲み場及び車止めの設置、改修及び修繕に係る費用	補助対象経費の額とし、230万円を限度とする。	1 子ども広場として設置するものであること。 2 自治会の区域内において、既に子ども広場が設置されていないこと。 3 補助金の交付の確定した日から起算して5年以上子ども広場として使用すること。
子ども広場の改修、修繕又は遊具の撤去	5 その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の額とし、80万円を限度とする。	1 子ども広場として改修し、又は修繕するものであること。 2 補助金の交付の確定した日から起算して5年以上子ども広場として使用すること。